情報通信審議会総会(第22回)議事録

第1 開催日時及び場所

平成 21 年 7 月 10 日 (金) 15 時 00 分~17 時 00 分 於、総務省 8 階第 1 特別会議室

第2 出席した委員等(敬称略)

(委員)

大歳 卓麻(会長)、坂内 正夫(会長代理)、相澤 彰子、青木 節子、 荒川 薫、井手 秀樹、伊東 晋、井野 勢津子、長村 泰彦、清原 慶子、 斎藤 聖美、酒井 善則、佐野 真理子、嶌 信彦、新町 敏行、 鈴木 陽一、高橋 伸子、髙畑 文雄、滝 久雄、竹中 ナミ、辻 正次、 東海 幹夫、徳田 英幸、服部 武、町田 勝彦、村上 輝康

(以上26名)

(臨時委員)

村井 純

(専門委員)

長谷部 恭男

第3 出席した関係職員等

(1) 総務省

鈴木 康雄(総務審議官)、山川 鉄郎(情報流通行政局長)、 桜井 俊(総合通信基盤局長)、戸塚 誠(政策統括官)、 河内 正孝(官房総括審議官)、田中 栄一(官房総括審議官)、 長塩 義樹(データ通信課長)、柳島 智(データ通信課企画官)、 小笠原 陽一(コンテンツ振興課長)、児玉 俊介(技術政策課長)、 松井 俊弘(技術政策課イノベーション戦略室長)、 谷脇 康彦(情報通信政策課長)、秋本 芳徳(融合戦略企画官)

(2) 事務局

山根 悟(情報通信国際戦略局参事官)

第4 議題

(1) 答申事項

ア.「21世紀におけるインターネット政策の在り方」について【平成13年3月28日

付け 諮問第3号】

イ.「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について 【平成16年1月28日付け 諮問第8号及び平成19年6月14日付け 諮問第12号】

(2) 諮問事項

「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方策」について【諮問第15号】

(3)報告事項

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について【平成20年2月15日付け諮問第14号】

開 会

○大歳会長 それでは、時間でございますので、ただいまから第22回情報通信審議会総 会を開催いたします。

本日は、委員および臨時委員31名中、26名が出席しておりますので、定足数を満たしております。また、審議事項の説明のため、長谷部専門委員にご出席いただいております。よろしくお願いします。

本日の会議は、いつものように公開で行います。また、本会議の模様はインターネットによりまして中継しておりますので、ご了承願います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議題

- (1) 答申事項
- ア. 21世紀におけるインターネット政策の在り方について
- ○大歳会長 まず初めに、諮問第3号「21世紀におけるインターネット政策の在り 方」について、審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及びインターネット基盤委員会において、精力的に調査並びに審議をしていただいておりまして、このたび答申(案)を取りまとめていただきました。

それでは、村上部会長から答申(案)のご説明をお願いします。

○村上委員 部会長の村上でございます。ご説明申し上げます。

インターネット上の「. 日本」や「. 東京」というような日本語を用いた新しいトップレベルドメイン等の導入につきましては、情報通信政策部会のインターネット基盤委員会、これは主査を村井慶應義塾大学教授にお願いしておりますが、こちらでワーキンググループも設置する形で、有識者の皆様に幅広い観点からご審議をいただきました。

7月6日に開かれました情報通信政策部会で、委員会の村井主査から検討結果を「2 1世紀におけるインターネット政策の在り方~新たなトップレベルドメイン名の導入に むけて~」というテーマでご報告をいただき、答申(案)につきまして審議をいたしま した。その結果、本件につきましては、部会長に一任をいただいたところでございます。 委員会では、ドメイン名の国際的な管理組織であります I CANNにおけます国別トップレベルドメインの自国語化、これは日本では日本語化ということになりますが、これと、分野別のトップレベルドメインの原則自由化に関する議論を踏まえまして、新しいトップレベルドメインの導入に向けて、国内で検討が必要な事項につきましてご審議をいただきました。

具体的に申し上げますと、国別のトップレベルドメインの日本語化につきましては、新たに導入します国別トップレベルドメインに関しまして、その名称をどうするかということでございますが、これは「. 日本」ということになっております。第2にだれが登録できるのかとか、既存のドメイン名との関係といった、そのドメイン名運用の基本ルール。第3に、この「. 日本」というドメイン名の管理運営事業者をどう選定するかということ、第4に、その管理運営事業者の監督の体制のあり方はどうか等につきまして、検討が行われました。

またもう一つのテーマであります分野別トップレベルドメインの原則自由化につきましては、その結果として導入が可能になります「. 東京」ですとか、「. 宮崎」といった、自治体名を用いたドメイン名に関しまして、地方自治体の対応の基本方針、それに対する国の対応方針、その場合の国と地方自治体の連携のあり方、国による地方自治体への支援のあり方等について審議が行われました。

委員会の報告書では、これまで日本のインターネットが民間主導で発展してきたということを踏まえまして、インターネット関連の事業者団体、経済団体、消費者団体等の関係者が広く関与した民間協議会におきまして、「. 日本」の管理運営事業者の選定、「. 日本」の管理運営事業者の監督、地方自治体向けの対応の手引きの策定や相談窓口の設置を行うなど、国との連携のもとで、民間が重要な役割を果たすべきというふうにされております。

今後、この答申の提言内容を踏まえまして、新しいトップレベルドメインの導入が円滑に進んで、ドメイン市場が一層活性化するように、政府および民間協議会の関係者の皆様にしっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

インターネットの黎明期において、日本の取り組みは他のモデルになるような非常に 先導的な取り組みが行われましたが、今回もそういう取り組みにしていただければとい うふうに思います。 答申(案)の詳細につきましては、村井主査から説明をお願いいたします。

○村井臨時委員 それでは、私、村井のほうからご説明させていただきます。

インターネット基盤委員会におきまして、昨年11月から7回の委員会の会合を開催いたしまして、答申に向けて、今、ご説明のありました2つの点、すなわち日本語での国別トップレベルドメインの導入について、それから、もう一つは、我が国の地理的な名前、これを用いました分野別トップレベルドメインの導入について、それぞれの議論の経緯と提言の概要をご説明させていただきたいと思います。

まず資料としては22-1-1という答申(案)の概要のほうを用いて説明させていただきます。1ページ目を見ていただきますと、ここにはドメイン名の概要が出ております。インターネットの上ではグローバルにユニークな識別肢を番号でつけるIPアドレスという概念がございますが、ここに出ている例はIPバージョン4と呼ばれるもので、このほかにIPバージョン6という、番号で、数字で識別するユニークな識別肢がございます。

それに対しまして、それと対応する形の文字列を階層的に定義するというのがドメイン名でございます。ですから、皆さんがインターネットを使うときにはメールであろうと、ウェブであろうと、このドメイン名をどう使うかということになります。これはグローバルにユニーク、グローバルに一意である必要がございますので、そのためのどういった管理かというポリシーを、先ほどのICANNという国際組織で行っているということでございます。これは、民間の国際組織でございます。

そして、このトップレベルドメインというのは、このピリオドが何度か重ねられます。ドットと呼ぶわけですけれども、それの一番右側ですね、ツリーで言えば一番上になるという意味でトップレベルドメインと言います。ここで、我が国、「. j p」というのは日本の責任において管理をされているというのはご存じだと思いますけれども、これが国別トップレベルドメインでございます。

それから、「. com」のような世界中で共通に使われているものを、英語ではジェネリックトップレベルドメイン、ここでは分野別トップレベルドメインと呼んでおります。

2ページを見ていただきまして、この管理はどのようにしているかということでございますが、今、申し上げましたようにICANNという国際組織、このステークホルダー、つまりインターネットに関連する方が世界的に集まってできた組織がございまして、

これは法人格としてはたまたまといいますか、米国のカリフォルニアの非営利法人ということで設立をしましたが、考え方としてはインターネットに関連する責任ある組織がステークホルダーという形で、ユーザーも含めて集まっている意思決定の機関がICANNでございます。

その分野別TLDをだれに移管するかということを意思決定すること。それから、今度は国ごとの国別ドメインに関しましては、ここに書いてありますように政府としての推薦を経て、その管理の事業者が決定していくことになります。現在の場合は日本レジストリサービスという会社がこの「.jp」の割り当てをやっておりまして、その下でいろいろな業者が、いわば競争の状態でサービスをして、我々がそれを利用しているという背景でございます。

3ページを見ていただきまして、この今回の検討の背景でございますけれども、この国別のドメイン、「. j p」というのがございます。これに関しまして、ずっといろいろな議論をいたしました。3ページに、「総務省. j p」という例がございますけれども、こういった意味で、トップレベルドメインである「. j p」の部分以外を、各国語、すなわち日本の場合は日本語化するということ、つまり漢字の「総務省. j p」にあたることですけれども、この規定については、国際的に決まっておりまして運用も始まっております。我が国でも始まっているという状況です。

このたび、ICANNにおける議論から、このTLD、すなわち一番右のjpも国や リージョンで1つの言語を自国語化するということが進められるということに基づいて 議論が展開したわけでございます。

そういった意味で、この議論の中から大体最終的な申請のプロセスというのが、ICANNにおきまして2010年の初頭にも開始されるということが予想されておりますので、このため日本で1つの言葉を用意できるということになりますので、これをどうするか決めることが必要で、そしてそれの申請にあたっては業者に関する日本政府の推薦状が必要であるということ、それから、その国、日本なら日本のインターネットコミュニティーの支持が必要であるという2つの条件をもって、この管理運営業者を選定して進めるということになっておりますので、タイミング感としては決まったときにはすぐに動けるようにということで議論を進めてきたということでございます。

4ページを見ていただきまして、もう一つの問題は、この分野別トップレベルドメイン、「.com」とか「.net」とか「.org」というものがございますけれども、

こちらに関しましてはもう一つ別の議論といいますか、自由化という議論がございます。 今までは、intellectual propertyとしての商標であるとか、有名な言葉というものが グローバルにどうなのかという中で、「. com」にいわば競争がすごく集約をしまし たので、これを少し緩和する意味で、トップレベルドメインを増やそうということで、 「. info」であるとか、新しいものが増えてきたのはご存じだと思います。

今は少しずつ実験的に約20の分野別トップレベルドメインがございます。この中に もっと大幅に自由化をして、TLDをものすごく多くしようという動きがございます。

さて、そうなりますと、ここのTLDの中に地名が含まれた場合に、これをどうするかという問題が出てまいります。もう一度戻りますと、国別のTLDというのは日本の英文字を使った場合2文字というふうに決まっておりますので、「. jp」というのが ISO3166というところで定められております。

それから、今度、日本語に関してはどの文字列を決めようかというのが、今回の議論の対象でございます。それに対して、今度は日本の地名がこのTLDで自由化された中で使われたときに、我が国はどういう方針でこれに対応するか。これが2点目の議論のポイントでございます。

というわけで、この2点の議論のポイントに関しまして議論をしまして、委員会からの提案ということで、5ページを見ていただきたいと思います。これが本文の2章からになっています。この新しい国別のトップレベルドメインを、これは「. jp」にかわる日本語を使ったもの、候補としては「. 日本国」とかいう漢字3文字の、「. ニッポン」という片仮名、「. にほん」という平仮名等々考えられるわけですけれども、その中で基本的には「. 日本」という名称がいいだろうということで、これが適当であるというふうにしております。

それから、これを運用するための基本ルールというのを、ディテールを決めていくのはまた運用の中で決めていく必要がございますけれども、やはり、全体の国の中での方針ということで、ある程度のことを決めておく必要がございます。

そういった意味で、この「. j p」というのは今までは日本に住所がある法人または個人の登録を進めてまいりまして、そういう中からある意味でのドメインでの技術的なストリクトなということにはちょっと語弊があるのですけれども、ある意味のトラスト、インターネットのコミュニティーの中での信頼ができていたり、そういう方向もございますので、そういった意味で、いろいろな手続の中で確実に信頼でき得る方にお願いで

きて、連絡がとれるというような意味も含めまして、導入当初日本に住所がある個人や 法人に今までどおり限定をすべきであろうというふうにしております。

それから、もう一つの議論は、「. j p」というのは既に動いているわけですから、これと「. 日本」の登録者を、この左側の部分を同じにするか、それとも別々の方に討論をしていただいてもいいのかというようなことがございまして、これは関係者の意見を聴取して今後十分に検討するというふうにしております。

それから、管理運営事業者の選定方法でございますが、先ほど部会長からもお話がありましたように、インターネットは民主導で発展をしてきました。それから、特にこの国別ドメインの管理に関しましては、日本が実は最初のいい見本として、この体系をICANNのプロセスのもとでつくっておりますので、そういった意味から、この民間の場で本答申に沿った適正な事業選定を行っていただいて、国がその結果を尊重してICANNに推薦するのが適当であるというふうにしております。具体的には民間の協議会で選定委員会を設けて意見募集を行うことなどで、公正・中立・透明な比較検査を実施するというふうにしております。

次に6ページを見ていただきまして、この「. 日本」の運営業務の監督体制でございますけれども、民間の協議会に監督委員会を設けて、国の協力のもとで公正・中立・透明な監督体制を整備するというふうにしております。月に一、二回程度の監督委員会を開催して、そのほかの大枠のイメージを提案しているということでございます。ときどき管理運営事業者の適格性のチェックをすることも含まれております。

それから、さらに「. 日本」の安定的な運営ということについて、「. j p」のとき もそうですけれども、ユーザーがたくさんいますので、インターネットのオペレーショ ンはいつでも動かなければいけないという使命がございます。

そうしますと、何かがあったときには、このデータベースがその事業者から次の事業者にスムーズに移管してオペレーション、運用が続けられるという必要がございます。これをデータエスクローという仕組みということで専門的に言われておりまして、その部分、それから同じ名前を2者以上の方が取り合うということがありますが、このときの紛争の調整、そのほかも含めての紛争がございますけれども、予防や調整の仕組み、これも必要だというふうにしております。以上が第2章の「. 日本」の導入の内容というところでございます。

7ページからは、先ほどの地理的名称のトップレベルドメインに関する対応方針とい

うことでございまして、それから、この場合だと、地方都市の名前などがTLDになるということがございます。先ほどの例であれば、世界で言えば「. London」というのもございますし、日本で言えば「. 大阪」とか「. 東京」などでございまして、これらに関しましては、地方自治体にある意味の役割等々がございますので、しかしながらこういった分野というのは比較的新しい分野で、そのための支援であるとか、理解の徹底とか、そういったことが国としてもその役割があるということでございます。

そういう意味で、その申請に関する情報等が国と関係自治体とで共有して、十分に連携を図って進めるべきだとしております。具体的には地方自治体への支援、検討や必要な情報や、ノウハウのようなものを地方自治体が適切に得られるように審査の例や、対応の手引きや、相談窓口のようなものを整備することが必要で、それが民間協議会等々で実施されていくことということを想定しているということでございます。これが第3章の地理的TLDの導入の内容でございます。

8ページは今後の検討課題ということでございまして、4章で検討課題についての記述がございます。ドメイン関連市場の健全な発展の取り組みとして、新たなTLDの導入促進、関連市場の活性化等々の検討課題をしています。また、既存の我が国のccTLD、国別トップレベルドメインであります「.jp」の監督体制や引き続き安定して監督する委員会の活用などを検討課題としております。

そして、またICANNのプロセスへの貢献を拡大するということで、議論やあるいは人材等々を通じた貢献についても今後の検討課題ということでございます。

大体以上が本答申の説明となります。参考資料として、9ページにインターネット基盤委員会の構成員、ご協力いただいた専門家のオブザーバーの方の名簿、それから10ページにこのワーキンググループとして地理的名称に関するトップレベルドメインの導入についての検討等々も含めました開催状況を添付させていただいています。

こういったわけで、このccTLDの議論が達したドメイン名のICANNプロセス、つまり、民主導で国のサポート、推薦、認識、理解があって進んでいくという、かつてインターネットの中でこの体制ができてきたときにも大変大きく日本あるいは「. j p」という運用が貢献したという歴史がございます。

そういう意味では、またこういった新しい試みがICANNで、世界で進められる中で、日本が大きな先導できるステップを踏むということがとても大事ではないかということで、引き続き総務省をはじめとした行政、政府の方には民間を適切にサポートして

いただくことを期待していきたいと思いますし、また、こういったアクションがこのインターネットの利用の拡大につながることを期待しているということでございます。 説明は以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願い します。はい、斎藤委員。

- ○斎藤委員 基本的なところを教えていただきたいのですが、日本語化しますと、これは日本語環境のある方しか見ることができないわけですよね。そうしますと、インターネットという開かれたコミュニケーションのツールが日本語環境を持つ人に限られてしまいます。そうしますと、ここのところ、先ほどご説明いただきましたけれども、観光情報等の国内外への発信というような意図とは矛盾するところがあるように感じますが、この自国語化するということはどのような意図であるのかを教えていただけますか。
- ○村井臨時委員 はい。これは大変重要な議論の過程だと思います。

電子メールの中身というのは、最初の定義は全部英文字でイングリッシュアスキーだけという定義から出発しております。ウェブの内容もこれに引きずられて同様になる可能性もありました。

その中で、国際化といいますか、すなわちそれぞれの文化、それぞれの言語、これを 尊重した形でインターネットのコンテンツが発展をしていくということで、すなわち国 際的に通用する言語あるいは日本の言語、こういったものが同じように使えるという環 境を用意するのがインフラの技術の役割で、その中でこれをどういうふうに利用して、 今のような国際的な活動あるいは文化の発展、そういったことに使っていくかというの が、いわばアプリケーションの使い方の問題だというふうに考えますと、今回のお話は そういった意味で、いろいろな利便性がある中で、それぞれの国の言葉も使えるように しておいて、つまり、英文字しか使えないという制限を取り除くことによって、今後の いわば多様な文化と多様な言語のスムーズな発展ということがインターネット上で自由 に行なわれるような環境ということに対するプロセスの一環だと思います。

そういった意味で、日本語を使って、この日本の文化、日本の文字あるいは漢字利用 国での連携の中から生まれていたような背景もございますので、そういった意味での文 化的な連携の意味あるいはアジアでの意義、こういうものもつくり出しつつ、インター ネットとしてのグローバルな表現能力、その基盤性ということを同時に満たすというふ うにお考えいただくのがいいのではないかと思っています。

- ○大歳会長 ありがとうございました。 ほかにございますか。服部委員、どうぞ。
- ○服部委員 漢字が使えるようにということになりますと、国際的に見ればやはり中国 との問題があるのではないかなと思います。その場合、国際的に商標が、例えば登録商 標ということで保護されるのでしょうか。その辺の扱いは、特に日本のブランド名とい うのが最近中国でもいろいろ問題になっているという状況があるので、その国際的な保 護といいますか、その点はどうでしょうか。
- ○村井臨時委員 全くおっしゃるとおりだと思います。この問題は、言語が多国語化する前から、ドメインの調整機構などの紛争処理のメカニズムや、プロセスはずっと、特にWIPOとの連携の中でどういう紛争の処理のプロセスがいいのか、それを調停するような仕組みがいいのかということをずっと議論をしてきました。これは英文字の中でも同じことだったと思います。

そして、今回、いわば非常に長い紛争処理、紛争調停の体制の確立と運用という経験も背景にした上で、この問題を導入してきたということがございますので、今後いろいろな課題が出てくると思いますけれども、基本的にはそういったインターネットのコミュニティーとWIPO等々のいわば商標の専門家との調整の中で、この紛争が起こった場合の調整体制をつくって進められていくことだと考えています。

○大歳会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、ないようですので、本件につきましては資料22-1-3のとおりで答申 することにしてはいかがかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本案をもちまして答申することといたします。

イ. デジタル・コンテンツの流通の促進及びコンテンツ競争力強化のための法制度の 在り方について

○大歳会長 それでは、続きまして諮問第8号及び諮問第12号「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について、審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及びデジタル・コンテンツの流通の促進等に

関する検討委員会におきまして、こちらのほうも大変精力的に委員の皆様に調査、審議 していただきました。このたび中間答申(案)を取りまとめていただきましたので、村 上部会長から中間答申(案)のご説明をお願いします。

○村上委員 それでは、ご報告させていただきたいと思います。

デジタル・コンテンツの流通の促進及びコンテンツ競争力強化のための法制度の在り 方につきましては、情報通信政策部会のデジタル・コンテンツの流通の促進等に関する 検討委員会、これも村井慶應義塾大学教授に主査をお願いしておりますが、この検討委 員会におきまして、さまざまな角度からさまざまな関係者の皆様とともに検討をしてい ただきました。

この委員の高橋委員から、七夕様のようなという表現がございましたけれども、昨年もちょうどこの時期にダビング10の導入に関しまして、本当にそのぎりぎりまで非常に丁寧なご審議をいただきました。本年も同じように部会開始の1時間前ぐらいまで非常に丁寧なご審議をいただきまして、その報告書(案)につきまして、7月6日の情報通信政策部会で村井主査からご報告をいただきました。その中間答申(案)を審議いたしましたが、その結果、本件につきましては了承されまして、本日、総会に提出させていただく運びとなったものでございます。

委員会では、非常に幅広い関係者の参加のもとで、1つはデジタル放送のコピー制御に係りますルールの担保手段、これはエンフォースメントというふうに称されておりまして、デジタル放送のコンテンツの著作権の実施とか強制ということだと思いますけれども、このエンフォースメントの在り方等、それと並行して議論されておりました、もう一つのコンテンツの取引市場の形成の在り方、この2つについて審議が行われました。エンフォースメントの在り方につきましては、現在、用いられておりますいわゆるBーCASカード方式に加えまして、受信機に関する選択肢の拡大を検討することにつきまして提言が行われました。また、新方式の早期運用開始に向けまして、関係者全体が共同して検討を進めていくべきことが提言されております。

また、もう一つのコンテンツの取引市場の形成につきましては、放送コンテンツの出演者に関する権利処理ですとか、不明権利者の探索等の著作権の処理の円滑化を目的としました体制整備の支援の在り方。

第2にグローバル経済危機のインパクトをかなり受けつつありますが、コンテンツの 政策力、この強化の在り方。 第3に、海外展開のような新しいチャネルの開拓ですとか、IPTVですとかデジタルサイネージのような新しいプラットホームを開拓するための取り組みの支援。

第4に、それらを踏まえたコンテンツビジネスの将来展望に関する検討の推進といった具体的な方策について提言が行われました。

今後、この答申の提言内容を踏まえまして、政府及び関係者におきましてしっかりと 取り組んでいただきたいと考えております。

答申(案)の具体的な内容につきましては、村井臨時委員から説明をしていただきます。

○村井臨時委員 それでは、私、村井からデジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の中間答申に関してご説明させていただきたいと思います。

昨年の中間答申以降、16回の検討を重ねてまいりました。それから、技術検討ワーキンググループという、今からご説明します技術的な部分を調整をしていくワーキンググループ、これは20回の開催ということで進めさせていただきました。

というわけで、2つのポイント、すなわち地上デジタル放送のコンテンツ方式B-C ASに関する議論と、それから、インターネット上のコンテンツ流通促進に関する議論、こういうブロックに分かれております。

まず、2ページを見ていただきまして、このコピー制御に関するルールのエンフォースメント、担保手段の在り方ということでございまして、現在の地上デジタル放送において、一定のコンテンツ保護の仕組みが運用されています。この審議会で議論を重ねていただきまして、ダビング10と呼ばれるルールが導入されています。

そして、このダビング10というルールを守った機械がございますが、これがB-C ASカードという仕組みを使うことにより、受信機がルールを守って動作をしているという担保をつくっているわけでございます。

これはどうやってつくっているかといいますと、技術と契約との両面でこのルールが 担保されているというのが現状でございます。この仕組みのあり方で選択肢の多様性、 それから仕組みの透明性、オープン性という観点で、改善の必要性に関する指摘が行わ れたということが1つの背景でございます。これは6ページのところをごらんいただく といいと思います。

それから、それを受けまして、昨年の中間答申以降、現行のB-CAS方式、それから、それに加えて新しい選択肢を視聴者に提供する方法という基本的な考え方、それか

ら具体的な対応策、このプロセスを検討して参ったということでございます。

8ページを見ていただきまして、具体的には3つの方式について検討してきたということでございます。この3つの方式というのは、この8ページの表を見ていただきますと、まずはB-CASカードという選択肢の中で、これを新しい要求という中で小型化する。あるいは受信機に事前実装するという方式でございまして、この小型化というのは現在のクレジットカード大から小さくなるという意味で、この製品開拓の可能性が広がるという意味がございますし、事前実装というのは、シュリンクラップという、封を切ったときに契約が成立するという、いわば利用者側がこの契約をスタートするという仕組みでございます。事前というのはそれとは違うアプローチでの実装の仕方ということでございます。

それから、その下に技術開示方式というのがございますが、これはいわゆる新方式というふうにお考えいただいていいと思います。つまり、B-CASカードを用いるということではなくて、コンテンツ保護に関するルールを遵守するものすべてに対して、コンテンツ保護に関する技術仕様の開示を制限しないという新方式ということでございます。

というわけで、1と2の方式は、つまり上のカードというところですが、これは基本的にB-CASカードと技術的には同じ枠組みでございます。この部分は民民の取り組みで、一部について既にこの秋から当該方式が運用されるという方針で準備が進んでいるということでございます。

一方、新たな枠組みとなるのは、この技術開示方式でございます。こちらはコンテンツ保護に関するルールを遵守するもののすべてに、この技術仕様の開示を制限しないということでございますので、ルールを守るという約束ができる事業者であれば、だれでも仕様の開示を受けられるということで、いわゆる透明性の向上というのは期待できるということでございます。

そして、商品企画、ビジネスの自由度、それから、これは社会的に期待されている簡易チューナーですね、デジタル放送を受信して、従来のアナログ受信機にコンバートするという簡易チューナー、それから、カーナビのような車載の機器であったり、あるいはモバイルデバイス、携帯のようなモバイルデバイスが、いわばフルセグと言われる完全な地上波を受信するような場合、パソコン、こういったものでのデジタル受信を視聴できる受信の多様化、あるいはそのカードのソケットといいますか、そういう機器も必

要なくなるという期待感から、コストの面での貢献も期待されるということでございます。

12ページを見ていただきまして、いずれにせよこのB-CASの利便性を向上させる方式、それから、技術開示を広げていく方式と、いずれに関しましても視聴者の選択肢を広げて利便性を向上させることということでは全く変わりはございませんので、このいずれも積極的に推進していくべきということで考え方が整理されているということでございます。

それから、特にこのB-CASと基本的な枠組みが異なっている技術開示方式に関しては、今までの技術ではありませんので、今後どういうプロセスをとっていくべきかという具体的なプロセスの明確化が必要となりまして、今回の答申はその点に時間をかけて議論したというのが現状でございます。

12ページを見ていただきますと、今回の検討、基本的な大前提は地上デジタル放送への移行というものがスムーズにいくことというのが1つ目の大前提でございました。もう一つは、それを前提とすれば、新方式の早期導入に向けた必要性ということで、これも議論をしてまいりまして、関係者の間でここに関してのコンセンサスができているということをご報告させていただきたいと思います。

そうしますと、13ページを見ていただきまして、この具体的な早期導入を図るためには、要するにどういうことをどういう順番でやればいいかというその手順を明確化して、その相互関係を明確化して、そしてこのおおよそのいつまでにどうするのかということを明確にするということが、この具体的なプロセスを定義することでございますので、そのための議論をしてきたということでございます。

そうしますと、この13ページの下のブロックダイアグラムを見ていただきますと、ここにおおよその依存関係というのが出てまいりまして、一番右が放送開始を示しております。これは新方式ですので、放送局からの電波が新方式にのっとったスクランブルのかかった電波が送られることになります。すなわち放送が開始されて受信機が受信できるようになるわけですから、受信機販売開始というのと、放送開始というのがこの一番右側のゴールになるわけでございます。

これが運用開始といたしますと、そこから逆算をして一番右から左へ戻っていただきますと、そのためには放送局で新しい種類の放送の電波を出すわけですから、放送局の送信設備の改修が必要になりまして、そのためにはもちろん販売の前には受信機の開発

と製造が行なわれていなければいけないという関係でございます。

もちろんその前には、こういった契約がどういうふうにできるのか。つまり、このスクランブル、暗号、カギ、ここには契約行為が伴いますので、そのためのライセンス発行管理機関の設置と運用開始がございます。その前にはもちろん一番左側になりますが、技術方式と運用規定の策定が必要になるということでございます。

一番右側が2011年の7月24日を前提として議論をしてまいりますので、そのときには販売されて役に立っていなければいけないということで、7月24日そのものでは遅過ぎるということになりますので、その前に実際にこれが行われている必要がございます。可能な限り早くという表現になっております。

そうしますと、今度はこの逆算をずっと専門家の方に議論していただいたというのは、 技術検討ワーキンググループの中での議論でございまして、そうなってまいりますと、 この一番左側の技術方式・運用規定の策定、それから、このライセンス発行・管理機関 の設置というここまでの中に、やはり期限を、目標値を決める必要がございますので、 これを年内といった目標値を設定させていただいているということでございます。

次に、第2部がコンテンツ取引市場の形成ということでございます。これはネット上の流通や、テレビの放送等のコンテンツの取引の促進ということで、これも当審議会で数年継続して取り組んでいる課題でございまして、民間主導の取り組み、制作、流通にかかわる環境変化、これを評価していくという必要がございます。

これは答申の15ページ以降にあたることでございます。答申概要の31ページをごらんいただきまして、これは具体的な提言の前提として検討経緯の評価ポイントとなるのは、コンテンツ流通の促進のための制度に関する議論の顕在化と、それから権利処理円滑化に向けた民間主導の取り組みの活性化と、そしてコンテンツ製作環境の急速な変化、こういったことではないかということで、この3点を挙げております。これは31ページでございます。

そして、この制度に関する議論の顕在化について、許諾権限の提案など、さまざまな場で議論をされておりますので、流通促進という、いわば方向性に向けての議論の場というのはいろいろなところでございます。したがいまして、この審議会ではそういう方々を招致し、ご意見を述べていただきまして、意見交換を委員会の中で行っていただきました。

それから、この2番目の民間主導の取組の活性化ということで、権利処理円滑化の組

織の設立ということが挙げることができると思います。現在、映像・音楽のようなコンテンツ流通の1つのカギは権利処理の一元化に取り組む組織というものの役割でございまして、この設立が進んでいるということでございます。映像では映像コンテンツ権利処理機構、それから音楽では著作権情報処理集中機構等でございます。

3番目のコンテンツ製作環境の急激な変化ということで、近年、経済危機あるいは広告費の減少、放送コンテンツ製作費の削減ということで、番組製作会社の製作環境の悪化が進んでいるということでございます。 33ページを見ていただきまして、そういう状況をかんがみて、当面重点的に取り組む事項が4点ほど挙げられるということでございます。

1点目は、映像コンテンツ権利処理機構などの民間主導の権利処理団体の整備に関しまして、産官一体となって可能な限りの推進、支援に努めることだということでございまして、仮に法的対応を検討するにしても、こういった取組を十分に踏まえてクリエーター等の当事者の意見を十分聞きながら進めることが重要だとしております。

2番目には、コンテンツ製作力の強化ということで、現在の経済情勢の中で製作意欲 が急速に減退しているという状況が議論されておりますので、その再生、強化のための 施策が急務であるというふうにしております。

34ページ、3点目としまして、新たな市場開拓に対する支援ということでございまして、審議会では再三にわたりまして、従来の国内市場あるいは従来の流通チャネルのみを対象としたビジネスの限界ということが指摘されておりまして、グローバルなマーケット、それから、新しいチャネルの開拓ということにどうやってチャレンジするのか、またそのチャレンジする事業者への支援を、どうすればいいのかということ、その必要性ということが挙げられているということでございます。

4点目はコンテンツ・ビジネスの将来展望に関する検討ということでございまして、 今、申し上げた1から3の重点施策を踏まえまして、製作力の強化、新たな流通プラットフォームの普及、こういったものを利用者収益性の高いビジネスモデルの在り方、将 来の仕様展望、コンテンツビジネスに関する総合的なビジョン、戦略、幅広い関係者の 参加を得て検討を進めることが必要であるというふうにしております。

以上が、今回の答申の概要でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願い

します。服部委員、お願いします。

○服部委員 2点ほどお伺いしたいのですが、1つは、新しい方式を導入するということは、B-CASと、かなり違う方式なわけですね。多分いろいろご検討されてこういう選択肢になったと思うのですけれど、B-CAS方式自体を2社でやることにより、競合関係をつくるのはどうか。つまり、競合関係がないということが1つの課題なのか、あるいはB-CASシステム自体が課題なのかによって多分取り組み方が違うと思うのですが、今後も残すということであれば、B-CASというのは1つの選択肢には当然なってくるわけですね。そういう意味では、やはり、それを同じプラットフォームの中で競争関係をつくるという選択肢はなかったのでしょうかということが1つです。

それから、もう一つは、デジタル・コンテンツの著作権を担保するということは著作権法上非常に重要なことだと思います。ただ、将来的にコンテンツをどのように使うかというのは、ある意味ではユーザーの自由度といいますか、それが今全くない。例えば音楽ですと、リッピングというのがありまして、どの曲をどういうふうに自分で編集する。そういう仕組みがあるわけですね。それは許されているわけですね。

それに対して、今回の施策は、ダビング10ということはあるのですけれども、全く その編集の自由度がない。これは例えばユーザーから見たときに、今のアナログに比べ て非常に制限が強いということで、著作権を守りながら、例えば幾つかの種類があって、 これは編集してもいいという、そういうことも含めてやはり将来的にもう少し自由度を 上げるということが、やはりデジタル・コンテンツの流通性を高めることになると思う んですね。その2点をお伺いします。

○村井臨時委員 お答えします。

まず、1点目、この新方式を導入するというのは、ご指摘のように新しい技術を開発して、それからその方式の運用を開始するということ、いわばコストもかかり、そしているいろな時間もかかるということでございます。その中でB-CASそのものの、多分B-CASを運営している組織のオルターナティブといいますか、そういう部分をつくっていくことで、競争を導入するという考え方はなかったのかというご質問だったと思います。

まずは、先ほどご説明させていただきましたように、1つは、先ほどのB-CASの 小型化を含めてですけれども、新しい製品開拓であるとか、新しい技術の導入、これは 具体的にはそういった組み込み型のテレビであるとか、テレビ受像機の小型化、こうい った中で、やはりカードそのものの物理的な大きさから起因する、あるいはそういった 例えば組み込みの機械、自動車の中に組み込まれているようなものが、例えばシュリンクラップのような契約形態、つまり、もっといろいろな例が委員会の中では出てきましたけれども、例えばユニットバスの中に組み込まれているテレビのような、そういうような幾つかのものが、商品として企画・計画をされていまして、そういったときに、ほんとうにシュリンクラップ、ユーザーがカードを差し込むということの限界がどこかにあるかというようなことの議論もあったようです。

それで、具体的にそういった幾つかの例を見ましたところ、すなわちこれはB-CASという組織のライセンスの契約会社の組織の競争ばかりではなくて、いわばソフトウェアあるいは小さなチップでつくっていくということで、このエンフォースメントの技術をつくっていくということの技術的な意義、それから契約の形態に対するインパクトというのが今のような組織論に関しまして、加えてやはり背景として要求があったんだと思います。

そういった意味で今回のご提案の中で、新方式というものがいろいろな関係者の間で 計画をされて、そしてこれがそういうタイミングで何とか実現できるということで議論 いただいたということは、そういった意味での意義もあるというふうに理解をしており ます。

そして、組織そのものの体制も非常に透明なプロセス、あるいはそういった今のB-CASの中で議論されていることに関する幾つかの組織的な課題というものがうまくその経験が生かされて、そして、その課題に対して対応できるようにということも答申の中には含まれているという点でございます。これが1点目でございます。

2点目は、いろいろなエンフォースメント、それから、特にスクランブル、コピープロテクションの仕組み、このことそのものがそもそもデジタル・コンテンツのいろいろな多様な利用に対する1個の課題を持っているのではないか。ブレーキになっているのではないか。こういったようなことがございます。

地上デジタル放送のコンテンツ保護に関しまして、一方ではそういったコンテンツ保護の要求というものが、やはりコンテンツの所有者側にあります。一方では、今、ご指摘をいただいたような例えばエディティングの再利用の可能性、それから自由度を上げていくような可能性、これは教育現場での教育コンテンツの利用等々で議論がされております。

現在の方式は、そういった意味で、自由度を妨げるためにこういった仕組みができているというふうには考えておりませんで、こういったデジタル・コンテンツの保護をするための信号が含まれている放送に関しまして、そのためのそれを担保できる仕組みをつくるというフレームワークであると考えております。したがいまして、そういった教育用の番組がどういう再利用が可能な形での放送をしていくかというのは、この技術的なフレームワークの中では技術的には可能であって、そしてそういったことが今後も議論されていくべきだと思います。

最後に加えまして、もう一つちょっと確認をしておきたいことをつけ加えさせていただきたいと思うのですけれども、B-CASカードは有料放送、それからBSの放送、このために使われたものを地上デジタル放送のときに、いわば利用したという。つまり、今のままだと3波共用の受信機で使われるということで出発をした技術です。

その中で、今、赤いカードが一般的ですけれども、青カードと呼ばれる地上デジタル 放送を受信するだけのB-CASカードというものも存在して運用されております。今 回の新方式というのは、その中で、その青B-CASカードに対応する、つまり地上デジタル放送に特化したコンテンツ保護のメカニズムだということで、この新方式が提案 されているということをつけ加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○服部委員 ありがとうございました。ぜひ先ほど例えば教育関係で、いわゆるフェア ユーズといいますか、そういう概念をやはりもう少し取り入れていただいて、これは多分、次のステップの課題になると思いますけれども、その辺もぜひ今後検討いただければと思います。ありがとうございました。
- ○大歳会長 ほかにございますか。高橋委員、どうぞ。
- ○高橋委員 先ほど毎年七夕の季節に向けて議論が沸騰するということで、名前を上げられてしまいましたので、一言コメントさせていただきたいと思います。今回、地デジのコンテンツ保護のエンフォースメントの仕組みがB-CASカード1種類だったものが、議論検討の結果、それ以外の選択肢が新方式として認められるようになったということは、消費者にとって今までカードを差し込むのを忘れたり、紛失したりといったストレスであるとか、また、受信機の小型化、低廉化を促進してくれるという、ストレス解消とその方向づけができたということは大変喜ばしいというふうに思っています。

ですので、この答申を受けて、各メーカーにおかれて、視聴者あるいはその機器を購

入する消費者の多様な選択を可能とするような製品化、その消費者のニーズをくみ取った競争がきちんと展開されるということを願っております。

ふたをあけてみたら、B-CASカードの小型化ばっかりだったとか、1種類のチップばっかりだったなどということがなく、まさにソフトウェア化で非常に使い勝手のいいようなものが登場してくるということが期待されますので、その2011年7月のアナログ停波に向けて、できるだけ早く消費者のほうを向いた競争をしていただきたいというふうに思っております。

それと、1点だけ残念に思っている点がありますので、一応議事録に残させていただきたいと思います。先日のデジタル・コンテンツの委員会の状況がいろいろなところで報道されたのですが、1つ、大きく間違って報道されたところがございまして、受信確認メッセージのスペックは要らないと村井主査が発言という見出しで出ているのですけれども、私がそこのところを質疑応答させていただいていたわけなのですが、受信確認メッセージそのもののスペックは入ると。

ただ、それを起動させるスペックは入れないと。ここのところが正しかったんだと思うんですね。ただ、消費者としましては、その誤報にありましたように、受信確認メッセージのスペックは要らないというのが本当は一番ありがたいことだったということを申し上げたいと思います。なぜかと申しますと、コンテンツ保護に必要な最低限のものだけをルール化してほしいというふうに思っていたんですが、有料放送のための受信確認メッセージという仕組みが、今回の新方式の中でのルールの中に入ってしまったということを残念に思います。

あまりコストとか開発期間に関係しないというふうにお答えをいただいたんですが、 その後いろいろ取材してみますと、やはり今までそういうものを検討してきた大手のメ ーカーさんにとっては、大したコスト負担にも時間のロスにもならないけれども、新し く参入してくる中小の事業者とか海外の方にとっては、やはりそれは少し障害になるし、 それは消費者にとっても健全な競争という面ではマイナス面があるというふうに私は自 分が調べた中では分かりました。

ですので、今回、その受信確認メッセージを入れるということがルールの中に入っているということが非常に残念だということを、議事録に残させていただきたいと思います。

以上です。

- ○大歳会長 ありがとうございました。コメントということではありましたし、部会の ほうでは議論は随分尽くされているのだとは思いますけれども、村井委員から何かあり ますか。
- ○村井臨時委員 やはりしっかりと確認させていただきたいと思います。受信確認メッセージを入れるということにはなっておりません。受信確認メッセージを出すためのメカニズム、これを組み込むということでございます。

つまり、受信確認メッセージを入れるかどうかについては、何を放送するか、どのメッセージを放送するかということに依存します。これも部会のときにもご説明させていただいたと思いますが、この青カード、つまり地上デジタル放送で受信確認メッセージを使ったことはございません。

ただし、ここで12ページを見ていただきまして、これの左側の技術の8というところがございます。高橋委員がご指摘のところは電波法等関連諸規定の規制改革推進のための3カ年計画という中で、受信確認メッセージなどデジタル放送関連部分と書いてあります。これが閣議決定の中で、いわば放送事業の項の中で受信確認メッセージを検討するようにという内容になっていると思います。

したがいまして、このメカニズムとしては、この受信確認メッセージが必要だという 判断がどこかでされて、その放送の中にそのための信号が入った場合に、それを表示で きるようなスペックを技術スペックの中に入れるという内容でございます。

そして、この放送の中に受信確認メッセージを入れるかどうかは、今、高橋委員ご指摘のような有料放送の場合に限らず、このときにどういう議論がどういう場合に必要かということは、これを検討する場は別にございますので、当審議会の中での話としてはそれを検討するということでございますので、そのスペックをそのまま、今までも入っていて使われていませんが、そのスペックはそのまま継続するという、これは技術仕様でございます。つまり運用とは切り離して考えるということでございます。

そして、その前半の部分、すなわちコストですね。これはそのメッセージを入れるということが、ソフトウェアに書くのでコストがかかるのか、かからないのかという議論は大変微妙なことだとは思いますが、微妙というのは、私は個人的にはそのコストは技術検討ワーキンググループの中ではオーバーヘッドとしてコストはかからないというふうに伺っております。

それは高橋委員の調査の中で、それはやはりコスティーだというお話があったという

ことは、これはちょっと私は技術検討ワーキンググループ内では少なくとも、そのお話は伺っていなかったので、今のがちょっと初耳なのですが、いずれにせよ、部会の中での議論はそういったことで、ご説明したと思います。

- ○大歳会長 ありがとうございました。
- ○高橋委員 すみません、議論の場ではないと思いますので、1点だけ確認させていただきたいんですけれども、そうしますと、簡易な地上波のみの受信機を開発しようという中小の事業者があった場合には、その受信確認メッセージは入れなくてもいい。それのための仕組みは入れなくてもいいという判断をしてよろしいんでしょうか。
- ○村井臨時委員 さっきの13ページを見ていただきまして、この技術方式・運用規定 の策定というのが、これがディテールを本当に決めていくプロセス、これを年内をめど に決めてくださいということを言っていますので、そういう意味では本当に決まるのは ここだと思うんですね。

したがいまして、ただし、全体のその前で書いてあるのは、そういった閣議決定等と整合性のとれた方式を考えてくださいというのが今の考え方でございます。これはすなわち今まで動いていた方法の経験をうまく利用して、それで、この技術運用法規定を策定する。これでないと、いわば要するにスクラッチから全部を検討し直すということが時間的な余裕があるかという議論もされました。いずれにせよ、今のある技術を使えば、そういったことに遵守しているといいますか、検討をきちんとしているという方式になるとは思います。

今、本当に運用の規定がこの年内で決まるという時点にどうなるかというためには、また、その最終的な結果がどうなるかとか、そういったことに関しまして、これは別の部分で記述させていただいていますけれども、そのプロセスに関してはいろいろな方がやはりきちんと関与をして、チェックをして、透明に進められるようにということが別途書かれていると思いますので、タイミング感としてはそういったことになるのではないかというふうに思っています。

- ○大歳会長 ありがとうございました。
- ○村上委員 一言だけよろしいでしょうか。この検討は前回の審議会で議論されました 地上デジタル放送の移行完了に向けての取り組みと一体になって行われている議論であ ります。地上デジタル放送の2011年7月24日完了という非常に大きな目標があっ て、ご案内のとおり非常に厳しいタイムプレッシャーの中でいろいろな議論が行われて

おります。

先ほど服部委員から、B-CASへの競争原理の導入と、今度の新しい選択肢の提示というご質問がございましたけれども、とにかく2011年7月24日という完了を見すえて、できるだけきめ細かい対応をしていくということで進めておりまして、5,00万あるものをもう1回見直すというよりも、新しい選択肢を提示して前へ進めるというようなトーンで全体が議論されているというふうに思います。できるだけ高い視点を保ちながらご議論をいただければというふうに思います。

- ○大歳会長 ありがとうございました。ほかにございますか。
- ○村井臨時委員 ごめんなさい。もう1点よろしいでしょうか。さっきコストの話がありました。わかりにくい話で本当に議論の場ではないので申し訳ないのですが、新方式で受信確認メッセージが必要か必要ないかという議論は全然別のところで行われます。

それで、受信確認メッセージというのを検討するというのが閣議決定で指定されています。受信確認メッセージがもし必要だということになったときに、新方式は受信確認メッセージを表示する機能はありません。今までの受信機は確認メッセージの機能が入っているんですね。そうしますと、この意思決定がされたときには、新方式のソフトウェアの改修を全部行う必要が出てまいります。

したがいまして、受信確認メッセージに関しての既存の受信機と新受信機と使うか使 わないかは別で、仕様をそろえているというのは、コスト面での必要性もあるという議 論は技術検討ワーキンググループの中ではございました。

そういった意味で繰り返しになりますが、この記事がどうだったかというのは私、確認をしていませんけれども、議事録もちょっと確認をしました。コンテンツ委員会の中でも部会の中でもご説明をしたのは、メッセージ表示のスペックというのは残すほうがいいだろうという議論はありました。

これに対して、これを出すかどうかという議論は一切この委員会ではしていないということでございます。

○高橋委員 すみません、最後一言だけお願いします。おっしゃることはよくわかっております。それで、別の場でというところが実は大変な問題であるというふうに私は思っておりまして、平成19年6月に受信確認メッセージについて検討をするということが閣議決定をされて、その後、検討された場2つ、3つに私も参加しておりましたけれども、それが1年以上前にもう終わっていて、その後検討していないというふうな認識

を持っているんですが、もしそれが今もなお検討されていて、ここに合うように検討してくださったのであったら、このようなことは申し上げなかったんですけれども、そちらのほうは棚上げにしておいて、こっちは年内にというふうになってしまいますと、必然的に受信確認メッセージを入れざるを得ないという、それのためのスペックを入れざるを得ないという状況になってきてしまいますので、そもそもの大きな流れの中でそこのところもきちんと整理していただきたかったと思っていますし、間に合うところはしていただきたいということが意見でございます。

- ○大歳会長 事務局、いかがでしょうか。
- ○小笠原コンテンツ振興課長 村井先生のおっしゃるとおりであります。また、高橋先生のおっしゃるとおり、確かに受信確認メッセージ自体をちょっと出して運用するかどうかということについてはきっちりと検討すべきであり、そのプロセスについてはきちんと消費者にも示して今後もいくべきであると考えております。そこのところを踏まえた上で、先生が今おっしゃったとおり、その議論の行く末のときに、いずれにせよ対応できるようなスペックとしていこうということで、ご理解賜ればというふうに思います。
- ○大歳会長 ほかにございますか。

それでは、本件につきましては、資料22-2-3のとおり答申することにしてはいかがかと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本案をもちまして、答申することといたします。

それでは、答申をいたしたいと思いますけれども、事務局より取り進めをお願いいた します。

○山根国際戦略局参事官 これからカメラ撮りのために報道関係者が入室いたしますの で、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○大歳会長 それでは、「21世紀におけるインターネット政策の在り方」と「デジタル・コンテンツの流通の促進」及び「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」 について答申をいたします。

総務大臣

佐藤 勉 殿

情報通信審議会 会長 大 歳 卓 麻

答 申 書

平成13年3月28日付け諮問第3号「21世紀におけるインターネット政策の在り 方」ほか1件について、審議の結果、別添のとおり答申いたします。

(答申書手交)

- ○鈴木総務審議官 ありがとうございました。
- ○大歳会長 それでは、ここで、鈴木総務審議官より、ごあいさつをいただきたいと思います。お願いします。
- ○鈴木総務審議官 日ごろから慎重な、また熱心なご討議に対し、誠にありがとうございます。また、本日は2つ、情報通信政策部会を中心にご議論いただいた案件にご答申いただきましてありがとうございます。

最終的な本答申をいただく前に、政策部会のほうでご議論いただいた内容が新聞報道などでもされておりますが、最初のほうのトップレベルドメインに日本という日本語が使えるというのは、わりと大きな新聞記事になっておりました。

先ほど村井先生からもご説明がございましたインターネットの哲学というふうなものもございましょうし、あるいは斎藤委員からご指摘のあった、そういう哲学の中から見てどうなんだということがございましょうが、私もいろいろな人たちから伺っておりますのは、日本語で日本と書けるというのがますますこれで利用が伸びるんだろうというふうなことをよく言っております。それ以外に、もちろんジャンル別のものについても非常に大きな要望があるというふうに聞いておりますので、これによってますます発展することを期待しております。

具体的な内容につきましては、今後、先ほど村井先生からお話がありましたように、 まだまだ検討しなければいけないところが多数ございますので、インターネットの経緯 も含めて民間企業主体で議論する場というのを、その場の提供ぐらいはさせていただき たいと思っております。今後もひとつご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

また、コンテンツのほうについては、ダビング10以後、ずっと長い議論をしておりましたけれども、エンフォースメントもなかなか難しいところがございますが、これである程度の方向が決まったということでございますので、具体的なスペックのほうも民間企業と一緒につくっていけるようにしたいと思いますし、この場ではあまり議論になりませんでしたが、コンテンツ競争力強化のほうも非常に大きな内容を持っておりますし、また、これを受けて、つい先日、私どももコンテンツ製作取引のガイドラインなど

もつくらせていただいておりますけれども、ああいったところにまた大きな影響を持っていくと思っております。そういうふうな部分でも、またこの答申の内容を生かしていただけるような政策を目指してまいりたいと思っております。長い間のご審議、ほんとうにありがとうございました。

○大歳会長 どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

○大歳会長 それでは、審議を再開したいと思います。

(2) 諮問事項

デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方策について

- ○大歳会長 諮問第15号「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学 官連携強化方策について」、総務省よりご説明をお願いします。
- ○松井室長 それでは、資料22-3に基づきましてご説明させていただきます。

デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強化方策でございます。資料をめくっていただきまして3ページ目の図を使ってご説明させていただきます。背景の3つ目でございます。今後2015年を視野に入れた中長期計画、ここに2つございます。1つは、次期科学技術基本計画、これは情報通信だけでなくて、政府全体の研究開発について5年に1度基本計画を立てているものでございます。これは、次の科学技術基本計画が2011年から2015年、5年間を対象とする第4期として、この議論が間もなく始まるところでございます。

それからもう一つは、次期NICT中期目標、これは総務省が所管しております研究 開発独立行政法人である情報通信研究機構でございますが、情報通信研究機構につきま しても、次の中期期間、2011年から2015年のかけての目標の検討を進める時期 になっております。

こうした背景のもと、今年の6月でございますが、真ん中のところでございます。 I CTビジョン懇談会最終報告の中で、2015年を念頭においたビジョン、スマート・ユビキタスネット社会が提唱されたところでございます。この中では、グローバル市場を視野に入れた研究開発の加速化等が求められているところであります。

下に移りまして、昨年6月には研究開発課題、それから、その研究開発課題のロード

マップ等を示したUNS研究開発戦略プログラムⅡ、これにつきまして昨年答申いただいたところでございます。また、本日になりますが、将来の電波利用量の将来像を示す電波新産業創出戦略が示されたところでございます。

こうしたビジョン等を踏まえまして、2015年のスマート・ユビキタスネット社会の実現に向けてグローバル市場を視野に入れ、産学官連携のもとで研究開発を推進していくためのアクションプランの検討の審議をお願いするものでございます。

具体的には、その下の枠でございますが、4つございます。科学技術基本計画、NICTの次期中期目標計画にあたる2011年から2015年にかけて、そこの期間を念頭に置いた研究開発の重点化。また、産学官連携のもとで研究開発から成果展開まで一体的に進めていく推進方策。それから、3つ目でございますが、大学などの研究機関からテーマを公募して、研究資金を配分する競争的資金、この仕組みのあり方などについてご検討いただくものでございます。

この3つの検討を踏まえた上で、次の中期以下にあります2011年から2015年にかけてNICT情報通信研究機構の研究開発をどのように進めていくべきか。それについてご審議をお願いするものでございます。

いただいたご答申につきましては、第4期科学技術基本計画及びNICTの次の中期 目標に反映するとともに、産学官連携による研究開発の推進に向けて総務省の施策に反 映してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご 意見あるいはご質問がございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

ご意見等ないようでしたら、ただいまの説明を了承しまして、本件諮問の審議を進めることにしたいと思います。

本件につきましては、当然ですけれども、効率的でかつ機動的に審議するために、広い分野での専門知識を蓄積しております情報通信技術分科会において審議することとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしければ、そのように決定したいと思います。情報通信技術分科会の構成員の皆様におかれましては、ぜひ精力的に審議をお願いしたいと思います。

(3) 報告事項

- ○大歳会長 それでは、次に、通信・放送の総合的法体系の在り方について、村上部会 長よりご説明をお願いします。
- ○村上委員 ご説明申し上げます。

通信放送の総合的な法体系の在り方につきましては、情報通信政策部会の通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会、これは長谷部東京大学法学部教授が主査として担当していただいております。この場におきまして精力的に検討を進めていただきました。

7月6日の情報通信政策部会では、この検討委員会の長谷部主査から検討状況を報告 していただきまして、答申(案)を審議いたしました。この答申(案)、現在パブリッ クコメントに付されている状態でございますので、その状態のものの報告ということで ございます。

答申(案)の具体的な内容につきましては、検討委員会の長谷部主査から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長谷部専門委員 それでは、長谷部より説明をさせていただきます。

お手元の資料22-4-1、横長の資料をごらんいただきたいと存じます。通信・放送の総合的な法体系の在り方につきましては、昨年の2月、総務大臣より、情報通信審議会に対して諮問が行われまして、情報通信政策部会のもとに今、お話がございました通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会が設置をされております。

この委員会では、昨年の2月以降、これまでに19回にわたる審議を重ねて答申 (案)を取りまとめ、この6月20日から7月21日まで意見招請、パブリックコメントを実施中でございます。本日は、この意見招請中の答申(案)につきまして、ご報告をして、ご審議をお願いしたいと存じます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。こちらでは、通信・放送の新たな法体系の方向性をお示ししております。左側が現行の法体系についてでございまして、放送関連で4本、通信事業関連で3本、伝送設備関連で2本の法律がございます。この現行の法体系は通信と放送の役割が異なっていること。そして、ネットワークも通信と放送の別に応じて構築されてきたこと等から、特定のネットワークを前提として逐次制定施行されてきたものでございます。

なお、平成14年に施行された電気通信役務利用放送法ですが、これはブロードバンドや衛星などの電気通信役務を利用した放送サービス、これを記述するものでございます。しかし、その後も加速化しております情報通信の構造の変化を踏まえまして、現行の法体系を全般的に見直しますと、幾つかの課題も見えてまいります。

具体的には、これは左上のところになりますが、通信業務用の無線局が放送用に使えない。逆に、放送用の無線局は通信業務用に使えないこと。同じ電話のサービスでも参入期日や技術基準が異なるものがあるということ。あるいはその放送中止事故が発生しているにもかかわらず、これに対応する規律が欠けているところがあること。そして、放送施設の設置と放送業務を単一の事業者で行うのか、あるいは複数事業者で分担して行うかにつきまして、放送事業者の選択の余地がないといった課題がございます。

そこで、デジタル化、ブロードバンド化がさらに進展いたします2010年代を展望して、通信・放送の融合連携型の新たなサービスを可能とするために、これが右側になりますが、伝送設備、伝送サービス、コンテンツという3つの角度から、現行の法体系を見直しました。

その際、新たな法体系におきまして、次の5つの目的を実現することを重視しております。右上に書いてございますが、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約、大くくり化を図ること。

情報の自由な流通の促進を図ること。迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択 肢を拡大する制度を整備すること。

情報通信の安全性、信頼性を確保すること。そして、利用者、受信者の利益の保護に 配慮することでございます。

続きまして、3ページをごらんくださいますと、これが伝送設備に係る規律の見直し についてお示しをしております。主な見直し事項でございますが、まず、電波利用の柔 軟化として、通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局の免許制度を整備するとと もに、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することを可能とする制度を整備す ることが適当としております。

次に、ホワイトスペースの活用を挙げております。ホワイトスペースと申しますのは、 放送用などある目的のために割り当ててはいますが、時間的・地理的・技術的な条件に よりましては、ほかの目的にも利用可能な周波数のことでございます。

このホワイトスペースを活用するために、関係者による検討の場を立ち上げまして、

具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件に関する技術的な検証を行い、その活用可能性を踏まえて、技術基準の策定等の制度整備を行うことが適当としております。

そのほかには、技術基準策定の提案制度、免許不要局の範囲の拡大、無線局に係る外 資規制の適用除外の拡大等につきまして答申(案)の中で提言をしております。

続きまして4ページですが、これは伝送サービスに係る規律の見直しについてお示しをしております。主な見直し事項でございますが、まず、伝送サービスの領域につきましては、現行の電気通信事業法を核として制度の大くくり化を図ることが適当としております。伝送サービスと申しますのは、電気通信設備を他人の通信の用に供するサービスを申します。

電気通信事業法以外の法律で、今申しましたような伝送サービスに外形的には該当するものとして、次の3つがございます。1つが放送法上の受託放送役務、2番目が有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務、そして3番目が有線放送電話に関する法律で規律される有線放送電話でございますが、これらをどう大くくり化するかにつきましては、このうち2につきましては該当規定を、そして3番目のものについては法律そのものを廃止いたしまして、現行の電気通信事業法の規定を適用することが適当としております。

他方、第1の受託放送役務につきましては、これは新たな法体系のもとでもこれに準 じた制度を整備することが適当としまして、加えて電気通信事業法の適用に関しまして は、受託放送役務に準ずる制度、これは認定を受けた特定の放送事業者のみに対して役 務を提供することを求めるものでありますから、これは利用の公平を旨とする電気通信 事業法のすべての規定をそのまま適用することは不適当であり、個々の規律ごとに適用 の是非を判断することが適当であるとしております。

次に、有線テレビジョン放送施設に関する規律につきましてですが、これは許可制の 廃止等規律の合理化を図ることが適当としております。

また、近年の放送中止事故の実情を踏まえまして、有線放送について重大事故の報告 義務、設備の維持義務等の規定を整備することが適当としております。

さらに、放送・有線放送の施設設置の円滑化を図るために、道路占用許可の義務化や 他人の土地等の使用に係る協議認可制度を導入すること等の是非について、関係省庁と 調整した上で検討することが適当としております。

5ページをごらんいただきますと、こちらがコンテンツに係る規律の見直しについて

お示ししております。主な見直し事項でございますが、まず、コンテンツ規律の対象ですが、これは従来の放送にとどめまして、その概念、名称を維持することが適当としております。検討委員会での検討の初期の段階では、インターネットによる一斉同放等の放送に類似した通信、これも放送とともにメディアサービス等としまして、コンテンツ規律の対象とする考え方もございました。

しかしながら、このような考え方につきましては、昨年夏の意見招請でありますとか、 昨年秋の意見聴取の場におきまして、批判的な意見あるいは慎重に考えるべきだという 意見が多かったこと等を踏まえまして、従来の放送に規律の対象をとどめることとした ものでございます。その上で、現行の放送法を核として放送関連4法の制度の大くくり 化を図ることが適当としております。

次に、一定の放送を確保するための枠組み、基本計画を設けまして、地上放送、そして特別衛星放送を当該基本計画の対象とすることが適当としております。他方、確保すべき放送につきましても、これは経営の選択肢の拡大等を図る観点から、基本計画の内容につきまして、必要に応じて柔軟化を進めることが適当としております。

さらに、経営の選択肢の拡大を図る観点からは、すべての放送について、放送施設の 設置と放送の業務の両方を同一の事業者が行うのか。あるいは複数事業者で分担して行 うのかにつきまして、事業者が選択して申請できる制度を整備することが適当としてお ります。

ただ、その際、地上放送につきましては、放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐという観点から、放送施設の設置者あるいはそれと一定の関係を有するものが放送の業務を行うことを希望するといった場合には、そうした希望が優先されるよう、放送施設の設置者と放送の業務を行う者との関係に配慮した措置を講ずることが必要としております。

また、視聴者による放送番組の適切な選択を可能とするという観点から、放送事業者に対しまして、その放送番組ごとに番組の種別と、種別ごとの放送時間、そして、その分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を整備することが適当としております。その際、いわゆるショッピング番組につきましても、当該公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当としております。

表現の自由享有基準、いわゆるマス排でございますが、これにつきましては具体的な 要望等に基づき必要に応じて見直しを行うことが適当としております。 さらに公然性を有する情報通信コンテンツ、いわゆるオープンメディアコンテンツに つきましては、本年4月から施行されております青少年インターネット環境整備法に基 づく取り組みを進めることとしまして、その結果を踏まえることが適当としております。

6ページがその他の事項ということになりますが、プラットフォーム規律につきましては、これは有料放送管理事業に係る規律のみが想定されておりますことから、コンテンツ規律の中に位置づけることが適当としております。

また、制度の大くくり化によりまして、ほかの事業者と連携してサービスを提供するなど、経営の選択肢が拡大する一方で、事業者間の紛争も多様化することが見込まれますことから、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能、これを例えばコンテンツ事業者と電気通信事業者間の紛争でありますとか、再送信同意に係る放送事業者と有線放送事業者間の紛争等へと対象を拡大することが適当としております。

また、利用者向けの情報提供義務の差異の解消といった観点から、有料放送につきまして利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務及び事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規律を整備することが適当としております。

さらに、特定の法人の位置づけでございますが、NTTにつきましては、今般の法体系の大くくり化の対象とはしないことが適当としております。

NHKにつきましては、地上放送について放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ 別々の行政手続とするに際しましても、特殊法人たるNHKの位置づけを新たな法体系 のもとでも変わるものではないことから、NHKは現状どおり両方を行うこととし、両 方の手続を行う必要があるとすることが適当としております。

また、NHKは法定された放送の業務を行うために設立された特殊法人でありますことから、放送をする無線局の他用途利用につきましては、これは慎重な検討が必要としております。さらに、NHKに係る規定ですが、これは放送法の中から切り出して特殊法人法とするのではなく、コンテンツ規律の中に集約、大くくり化することが適当としております。

簡単でございますが、以上で説明とさせていただきます。

○村上委員 冒頭申し上げましたが、この答申(案)につきましては、現在、パブリックコメント中でございます。このパブリックコメントに寄せられたご意見、政策部会と本日の総会におけるご意見を踏まえまして、再度検討委員会で修正すべき点をご審議いただきまして、その上で8月中にも再度政策部会、そして本総会の開催をお願いしまし

て、答申を確定していくということにしてはどうかと考えておりますので、よろしくお 願い申し上げます。

○大歳会長 ありがとうございました。

今、パブコメ中ということでありますけれども、もし、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ここで申し上げるのがちょっと適切かどうかわからないんですけれども、 放送のコンテンツのところで、視聴者が番組を選べるようにするということに関して、 いい番組を選びやすいようにするということは大変重要なことで、どこまで法律や体系 の中で考えるのかということが、まだ私の中でも整理がつかないので、ちょっと中途半 端な意見になるかと思うんですけれども。

先ほどから出ている番組の種別の分類に関する公表というのをする場合に、想像ですけれども、それが子供向けの番組なのか、情報番組なのか、暴力が含まれるのかみたいなものが例えば公表されて、番組表で書いてある。

私は小学生と中学生の子供がいるものですから、自分が見てしまったものに対しての評価は大人として自分で責任をとればいいのですけれども、子供が選んだ番組あるいはこれを子供が選んでいいのかを見終わるまでわからないというのは、実は大変いつも不便を感じております。

そうすると、せっかくデジタル化されているのですから、局側がどういう分類にするかということもそうなんですが、関係ないのかもしれないですけれども、スクリプトやデータがデジタル化されているということは、別に事前に親が例えば見ることができて、やはり一定の言葉が入っていれば、インターネットで今アクセスできないというようなものを単語で選んだり、親が選んだりするということができるように、放送される番組もデジタル化されるわけですから、各家庭が自分のテレビ機器において、子供が受信してほしくないようなキーワードを例えば入れておくと、それが入っているような番組は例えば自分の受信機では映像が映らないというようなことができるといいなと思って聞いていたんですね。

ですから、それが番組の種類をただ局が表示するということでは、実は全然中身の実態はわからず、そして、何のために視聴者が番組を選べるようにするのかというと、大人のためよりもむしろ子供のことを考える必要もあるのかなということで、番組の種別やその公表のレベルに関しては、もう少し私も教えていただきたいと思いますし、利用

のもう少し具体的な像を考えて、最終答申にもっていっていただきたいというのが、ちょっと今中途半端ではございますが、意見として述べたいと思います。

- ○大歳会長 ありがとうございました。
- ○村上委員 議論の枠組みについて私からお答えしまして、追加のコメントを座長から お願いしたいと思います。

今の番組種別の分類に関するご質問ですけれども、この場で議論しましたのは、その 番組が報道かとか娯楽かとか、教養か教育かというようなレベルでの、そういう粗さで の番組の分類の議論をいたしました。

特に、問題になりましたのはショッピング番組というのをどう扱うかというところが 大きな論点になったんですけれども、おおむね分類そのものはそのレベルの分類で、そ のレベルの分類でもどのように分類されるかということに若干の不安定性があるという ことで、もう少し基準も含めて公表があるといいのではないかというような答申をして いるところです。

ただいまのご意見の中で、番組の中身に関することですと、放送事業者の自主規律のもとで行われています番組審議というような枠組みでの議論がありましょうし、技術革新の成果を十分に活用するということですと、また別の議論があろうかと思います。この場の議論の枠組みの中では、そこまで突っ込んだ言及は行われなかったということを申し上げておきたいと思います。

○佐々木委員 ちょっとだけいいですか。確かにここで今議論するべきではないと思う んですけれども、確かに番組をつくるのは自由度があったほうがよろしいわけなので、 そこというよりも、どちらかというと技術革新でユニバーサルデザインを考えても、多 分今後はほとんどの番組で全部スクリプトがテロップのように出るということになるの ではないかと想像するわけです。

そうすると、それを事前に例えば私が、子供が今日は何とかというアニメと何とかというアニメとこれを見たいというのがわかっていたときに、見終わってみたら、殺し合いのアニメだったとか、みんなで親に隠れて自殺をしようというストーリーが真ん中に出てきたとか、家出のやり方を一生懸命教えてくれるようなアニメだったとかということが見終わってからわかるよりも、仮にスクリプトがどうせ用意できているのであれば、例えば事前に見られるようにアベイラブル、要するに同時に表示されるのではなくて、せっかくデジタルで準備されているわけですから、見ようと思えば事前に公開されたり、

検索することができるのであれば、それは受信する視聴者のほうが見たい場合、検索したい場合は、自分が見せたくないキーワードを検索してみたりということが可能になるといいのかな。

そうすると、分類というのは局によってもしかしたら違うんですけれども、それ以上に、せっかくアベイラブルになっている技術を視聴者が利用できるということがあるのではないかというのが、ちょっと今思ったものなので、今後のディスカッションの中にもしかして少し含めていただければ幸いだと思います。

- ○村上委員 ありがとうございます。恐らく民民の関係性の中で議論される部分が多い のかと思います。いただきましたご意見を踏まえました最終的な議論にしていきたいと 思います。
- ○長谷部専門委員 村上委員のおっしゃったとおりなんですけれども、この検討自体は 現行の法制度自体は出発点といたしまして、それがどこまで大くくり化できるか。ある いはどこまでイコールフィッティングにできるか。あるいはどこまで経営の自由度を広 げられるかという観点からの検討です。ただいまご指摘の点、直接には扱ってはいない ということになるかと思います。

ご指摘の点は、村上委員のご指摘のとおり、むしろ例えば放送事業者の方からも自主的な形の情報提供でありますとか、それに対する例えば第三者の立場からのレイティングでありますが、それをどういう形で視聴者の選択につなげていくか。これは技術的な方式というのはいろいろあり得るかと思いますが、いろいろな選択があり得るかとは思いますが、いろいろ議論、参考にさせていただければと思っております。

以上でございます。

- ○大歳会長 ありがとうございました。ほかにございますか。高橋委員、どうぞ。
- ○高橋委員 1点質問と、1点ご意見を申し上げたいと思います。

質問は、報告書のほうの11ページで、コンテンツ規律というくくりになっているんですけれども、14ページのほうにいきますと番組規律という言葉も出てくるので、コンテンツ規律と番組規律というのをどういうふうに切り分けて表現されているのかということを教えていただきたいのが1点です。

それと、2点目の意見というのは、今の佐々木委員と同様に、番組規律でしょうか、 その分類に関する意見でございます。ショッピング番組に関しては公正取引委員会であ るとか国民生活センターであるとか、いろいろなところでも問題視しているところなん ですけれども、今回、基準を自分で決めて、それを公表すればよいという形にとどまっているようなんですけれども、せっかく大きな法体系の枠組みを議論するのであれば、 基準づくりをしていくというのも1つの考え方ではないかと思います。

その基準づくりが無理だとしても、やはり業界としての自主規制といいますか、ガイドライン的なルールだけはつくっていただきたいと思います。現行でそのショッピング番組が教養番組に入ったり、その他に入ったり、広告に入ったり、それぞれが自由だというのは、外側からその放送局の質をチェックしたりとか、上場したりされているわけですから、いろいろな企業を判断する上でもやりにくいですし、番組の視聴者にとっての選択という意味でも、もう少し進めていただきたいというふうに思います。ですので、できれば標準化をしていただいて、みんな同じルールのもとに番組の比率とかを公表していただきたいということです。

○長谷部専門委員 最初のご質問の点でございますが、コンテンツと申しますと、コンテンツというのはコンテンツサービスあるいはコンテンツ事業者に対する規律ということでまとめておりまして、その中での番組規律というのは、これは報告書の14ページから15ページをごらんいただきますと、現在の放送法でいっておりますところの番組準則、それを含めました番組の内容に関する規律で、これをどこまで当てはめていくのか。あるいはどこまで緩和できるのか。そういった話でございます。おのずとちょっと対象が変わっているということでございます。

それから、ご意見の点、大変重要なご意見として承りたいと存じます。引き続き検討してまいりたいと思いますが、これは放送事業に関しましては、特に番組の内容につきましては、事業者の自主自律というのが基本原則でございまして、法令に基づきまして法的に強制できるところではおのずと限界があるところがあるかなと思います。ただ、ご示唆がございましたとおり、業界の中での自主的な規律を通じまして、視聴者の方々になるべくわかりやすいような形になっていく。これは私自身も望ましい姿ではないかというふうに考えているところでございます。

- ○大歳会長 ありがとうございました。ほかにございますか。服部委員、お願いします。
- ○服部委員 今回の法体系の在り方については、先ほどのコンテンツにかかわるところ になると思うんですけれども、放送法に関しては基本的な枠組みは変えないというのが 考え方だと思うのですが、一方で、諸外国とかドイツとかフランスはかなり突っ込んで 放送の新しい定義をしているわけです。

それはやはりインターネット等を含めて放送と通信の境界がだんだんオーバーラップ してくる、グレーゾーンになってくる。その中で放送とはどうあるべきかということが かなり新しい視点でいろいろ議論されていると思うんです。

そういう意味で考えたときに、今回の法体系はあくまでも設備利用とかそういうところにとどめているということになると思うんですけれども、さらに突っ込んだ放送に関する定義を含めた新しい議論というのは、これとは別に将来的に考えるのか。あるいはいろいろ議論した末、今回の形で法体系を見直すのか。

先ほどちょっとご説明のところで、いろいろな意見があったけど、今回そうしました ということなんですけれども、例えばそういうことがもう少しわかるように答申案に、 例えば諸外国ではこういう考え方も出ているけれども、日本では今の現行の法をもとに して法体系の整備を行うとしてはどうか。

多分今後の問題は、放送通信融合なり連携の問題というのがいろいろそういうところでかかわってくるのではないかなと思うんですね。ですから、その辺についていろいろ議論した結果、こうなったといいますか、その辺をもう少しわかるように記載されるといいと思いますけれども。

- ○長谷部専門委員 これは……。
- ○村上委員 私は利害関係者ですから。
- ○長谷部専門委員 ご指摘のとおり、これはそういうインターネット上のいろいろなサービスも含めて、この中ではいわゆるメディアサービスというものを考えるべきではないかということは、当初から議論されていたところでございます。

ただ、これにつきましては、インターネット上の表現活動についての内容の規律に関する非常に強い、慎重に考えるべきだという意見もこれあり、あるいはインターネット上でも従来の放送サービスと機能的には等価であるような社会生活の基本的な情報を社会全体に伝える。広く伝えるというそういう役割を果たすようなそういうサービスも十分考えられるので、それを踏まえた規律を考えるべきであるということは、村上部会長も含めましていろいろな議論がございました。

そこはただ、今申しました慎重な意見もこれあり、他方、そういった規律を今のうちから考えてみますと、これから発展してくるであろうような、そういった伸びてくるサービスの芽をかえって摘んでしまうという可能性もあるのではないかということが一方でもございますし、諸外国の状況についてもご指摘をいただきましたが、今のところは

少なくともインターネット上のサービスというのが、例えば総合編成のテレビと等価な 役割を演ずるまでには、いまだいろいろな国でそこまでいっていないのではないのか。 今、そういう状況認識がございまして、ここでは放送、広い意味での放送でございます が、それにとどめるということにしていたところでございます。審議の状況はそういう 説明でございます。

- ○大歳会長 ありがとうございました。では、どうぞ。
- ○清原委員 ありがとうございます。私は検討委員会のメンバーでございますので、そ こにかかわった立場として一言コメントをさせていただければと思います。

ただいま各委員からご質問いただいた視点の中にも含まれていたわけですが、今回、 通信・放送の新たな法体系の方向性を検討するにあたっては、従来の法体系が本数が多いとか、現在の技術革新やサービスの実態に必ずしも即していない面が出ているので、 そうしたメディア環境の変化の中で最適なものにしていく、かなり思い切った議論がこの間されてきたというふうに思います。

特に、私が重要だと思っておりますのは、やはり表現の自由、メディアの自由というところを踏まえつつも、利用者、受信者の利益の保護というところを必ず踏まえた議論が展開してきたというところだろうと思います。

どうしても、メディアサービスを提供する方、今までであれば放送の送り手あるいはインターネットの事業者が自由闊達にさまざまなサービスを展開していただくということは重要なのですが、やはり従来長らく受け手であった国民、市民、視聴者、サービス利用者が、より一層こうした望ましいメディア環境の中で、担い手として主体性を持って生かしていくためには、どのような法体系が望ましいかということが議論されてきたというふうに認識をしております。

パブリックコメントでも、そのようなところが注目されていればありがたいなと思うのですけれども、今、長谷部主査がおっしゃいましたようなことで、さまざまな議論の中から一定程度、私は今申し上げました利用者、受信者の利益の保護に注目した答申案となっているというふうに受けとめておりますので、ぜひメディアサービスのさまざまな可能性を考えていらっしゃる事業者の方が、より一層そうした視点を持った取り組みをする上で、生きた法体系になればありがたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○大歳会長 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

ございませんようですので、今日の議題としては終わりにしたいと思いますが、最後の議題につきましては、パブコメが終わった後、今日皆さんからいただいたご意見も含めて、ぜひ委員会並びに部会において十分審議あるいは議論をいただくことを期待したいと思います。

それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。大変積極的なご発言ありがとうご ざいました。

事務局から何かございますでしょうか。

○山根国際戦略局参事官 ございません。

閉 会

○大歳会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、現在8月の後半で調整中ですので、確定し次第、事務局からご連絡を差し上げたいというふうに思います。よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。